

座間市マスコットキャラクター「ごまりん」使用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市制40周年を記念して誕生した座間市（以下「市」という。）が有するマスコットキャラクター「ごまりん」（以下「マスコットキャラクター」という。）の使用に当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、マスコットキャラクターとは、市が有するマスコットキャラクターに関することをいう。

(使用の範囲)

第3条 マスコットキャラクターは、その使用に当たり次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 市及び市民活動の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治、宗教又は選挙の活動に利用されるおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、団体を市が公認、支援しているような誤解を与え、又は売名に利用されるおそれがあるとき。
- (5) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はこれに類する営業に使用するとき。
- (7) その他市長が不適当な使用と認めたとき。

(基本デザインの改変)

第4条 前条の規定に関わらず、市が作成したマスコットキャラクターのデザイン以外のデザインを制作し、これの使用を希望する者は、座間市マスコットキャラクター「ごまりん」デザイン改変承認申請書（第1号様式。以下「改変承認申請書」という。）に必要な書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 市及び市教育委員会が業務のために使用するとき。
- (2) 市立の小学校及び中学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）第30条に規定する私的使用を目的とするとき。
- (4) マスコットキャラクターの原作者が基本デザインを改変するとき
- (5) その他市長が適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により改変承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、改変を承認するときは、申請者に座間市マスコットキャラクター「ごまりん」基本デザイン改変承

認通知書（第２号様式）により、通知するものとする。この場合において、市長は条件を付すことができる。

- ３ 市長は、第２項の規定による審査の結果、改変を承認しないときは、申請者に座間市マスコットキャラクター「ざまりん」基本デザイン改変不承認通知書（第３号様式）により通知するものとする。

（承認内容の変更等）

第５条 前条第２項の規定により承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、座間市マスコットキャラクター「ざまりん」改変承認申請書（第１号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（使用料）

第６条 マスコットキャラクターの使用料は、無料とする。

（使用上の順守事項）

第７条 著作権法（昭和４５年法律第４８号）第３０条に規定する私的使用を目的とした利用以外で、マスコットキャラクターの使用する者（以下「使用者」という。）は、本要領を順守するほか、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- （１） マスコットキャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。なお、イメージは別表のとおりとする。
- （２） マスコットキャラクターの下部等適切な位置に「座間市マスコットキャラクター「ざまりん」」又は「◎座間市」と表示すること。ただし、スペース等の関係で表示が難しい場合は、市長が認めた表示方法とすること。
- （３） 商品等で使用する場合は、農林物資の規格化等に関する法律（昭和２５年法律第１７５号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和３７年法律第１３４号）、食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）その他関係法令を順守すること。

（報告義務）

第８条 市長は、使用者に対し、キャラクターの使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができ、使用者は速やかにこれに応じなければならない。

（使用の禁止）

第９条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、キャラクターの使用を禁じ、当該キャラクターを使用した物件の回収を求めることができる。

- （１） この要領に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
- （２） 本要領に定める申請に虚偽又は不正があったとき。
- （３） 前２号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により、キャラクターの使用を禁じたときは、座間市マスコットキャラクター「ざまりん」イラスト使用禁止命令書（第4号様式。以下「使用禁止命令書」）により通知するものとする。

3 第2項の規定により使用禁止命令書の通知を受けた者は、通知日以後、当該使用物件を使用してはならない。

（責任の制限）

第10条 前条の規定によりマスコットキャラクターの使用を禁じた場合、使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

2 使用者がマスコットキャラクターの使用によって本人又は第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、市は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

（権利の設定の禁止）

第11条 使用者は、マスコットキャラクターについて、意匠法（昭和34年法律第125号）に基づく意匠の登録、商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利の設定又は登録をしてはならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第12条 使用者は、承認によって生ずる権利又は義務を第三者に貸与し、譲渡し又は承継させてはならず、承認に基づくマスコットキャラクターの使用権を第三者に対し、承認してはならない。

（争論等の解決）

第13条 マスコットキャラクターの使用に関し、論争又は訴訟が生じたときは、使用者の責任と費用負担において解決するものとする。

（差止請求等）

第14条 市長は、マスコットキャラクターの著作権を侵害し、又は侵害するおそれがある場合において必要と認めるときは、著作権法第112条に規定する差止請求その他必要な措置を講ずることができる。

（損害賠償）

第15条 使用者のマスコットキャラクターの使用において、市に損害が生じたときは、市はその損害の賠償を請求することができる。

（その他の事項）

第16条 この要領に定めるもののほか、マスコットキャラクターの使用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年11月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成２５年６月１８日から施行する。

附 則

この要領は、平成２８年３月３０日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年１２月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和２年７月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年２月１０日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年９月１１日から施行する。

別表（第7条関係）

マスコットキャラクターのイメージ

「ざまりん」は55万本咲くひまわり畑で生まれたひまわりの妖精。

頭はひまわりの花びら、体はひまわりのタネ。

「ざまりん」のぽっこりお腹には、夢と希望の種がいっぱい詰まっているから、おなかにタッチするといいいことがあるかも。お腹はぽっこりでも意外と動けるのが自慢だよ♪

全国の人に座間市の魅力をお届けしているよ☆

名 前：ざまりん

誕生日：11月3日

住 所：市内のひまわり畑

性 別：不明（妖精に性別はない？）

趣 味：日光浴、お絵かき

特 技：ダンス、一輪車

